

文京区役所ゼロカーボンオフィス実行計画

第4次文京区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2025(令和7)年度～2030(令和12)年度

2025(令和7)年3月



文京区
BUNKYO CITY



目 次

第1章	計画の基本的事項	1	第4章	環境負荷低減に向けた取組	15
1	計画の目的	1	1	職員の率先行動	15
2	策定の背景	1	2	再生可能エネルギーの導入・区有施設のZEB化等	20
3	計画の位置づけ	3			
4	計画の期間	4	第5章	計画の推進体制及び点検・評価	25
5	計画の対象範囲	4	1	推進体制	25
6	対象とする温室効果ガス	5	2	点検・評価	27
7	算定対象施設等	6	3	公表	27
8	算定・公表・排出係数等	6			
			参考資料		28
第2章	CO₂排出量等の状況	8	1	エネルギー管理標準	29
1	CO ₂ 排出量の推移	8	2	文京区グリーン購入指針	32
2	CO ₂ 排出抑制に間接的に資する取組状況	10	3	行政資料の作成及び取扱い指針	33
			4	文京区環境対策推進本部設置要綱	34
第3章	目標	11	5	文京区地球温暖化対策推進責任者及び推進員設置要綱	35
1	CO ₂ 排出量の削減目標	11		用語解説	36
2	CO ₂ 排出抑制に間接的に資する取組	12			

1 計画の目的

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）」第21条第1項の規定により、地方公共団体に策定が義務付けられている区の事務事業に係る温室効果ガス排出量削減等のための措置に関する計画として、2010(平成22)年11月策定の「文京区役所地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）」の第4次計画として策定するものです。

区は、現行の第3次実行計画の削減目標である「2024(令和6)年度までに、2013(平成25)年度比で、延床面積100㎡（原単位）当たり15%削減」達成に向けた取組を進め、2023(令和5)年度実績で延床面積100㎡（原単位）当たり48%削減を達成しました。しかしながら、近年経験したことのない豪雨や猛暑等の異常気象による被害が各地で発生していることや、地球温暖化を取り巻く社会情勢等の変化により、更なる取組の強化・推進が求められています。

第4次実行計画では、いち事業者である区が率先して「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を達成するため、様々な取組を積極的に行い、地球温暖化対策の推進を図ります。

2 策定の背景

(1) 国・世界の動向

2021(令和3)年5月に開催された「G7気候・環境大臣会合」では、全てのG7メンバーが2050年カーボンニュートラル及びこれと整合し大幅に強化された2030年目標にコミットした上で、全ての国、特に他の主要な排出国に対し、NDC（国が決定する貢献）を強化するよう要請されました。また、2023(令和5)年11月30日から同年12月13日まで、ドバイ（アラブ首長国連邦）でCOP28（国連気候変動枠組条約第28回締約国会議）が開催され、1.5度目標達成のための緊急的な行動の必要性などが盛り込まれた決定文書が採択されました。

我が国では、2021(令和3)年4月に2050年カーボンニュートラルと統合的で、野心的な目標として、2030(令和12)年度において、2013(平成25)年度比で温室効果ガス排出量46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。それらを踏まえ、同年10月に地球温暖化対策推進本部により「日本のNDC（国が決定する貢献）」が決定され、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、5年ぶりに改定しました。

2023(令和5)年にはエネルギー安定供給の確保とGXに向けた脱炭素の取組を進めることや成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた取組等を規定した「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」が閣議決定されるなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが一層加速しています。

第1章

計画の基本的事項

(2) 東京都の動向

東京都は、2021(令和3)年1月に、2030(令和12)年までに2000(平成12)年比で温室効果ガスを50%削減、再生可能エネルギー電力の利用割合を50%まで高めていくことを表明しました。これらの実現に向け、「ゼロエミッション東京戦略(2019年策定・公表)」をアップデートし、取組を加速させています。

また、東京都環境基本計画を2022(令和4)年9月に改定し、目指す都市の姿として「『成長』と『成熟』が両立した、持続可能で安全・安心、快適な未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京を掲げ、主な2030(令和12)年目標として温室効果ガス排出量50%削減、エネルギー消費量50%削減等を規定しています。

(3) 文京区地球温暖化対策地域推進計画

文京区地球温暖化対策地域推進計画(以下「地域推進計画」という。)は、区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る気候変動対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的としています。

地域推進計画 温室効果ガス削減目標

基準年度		2013(平成25)年度
目標年度		2030(令和12)年度
総量目標		削減率 △56%
部門別目標	民生(家庭)	1世帯当たり 削減率 △57% 削減量 △1,794kg-CO ₂
	民生(業務)	床面積100m ² 当たり 削減率 △60% 削減量 △6,981kg-CO ₂

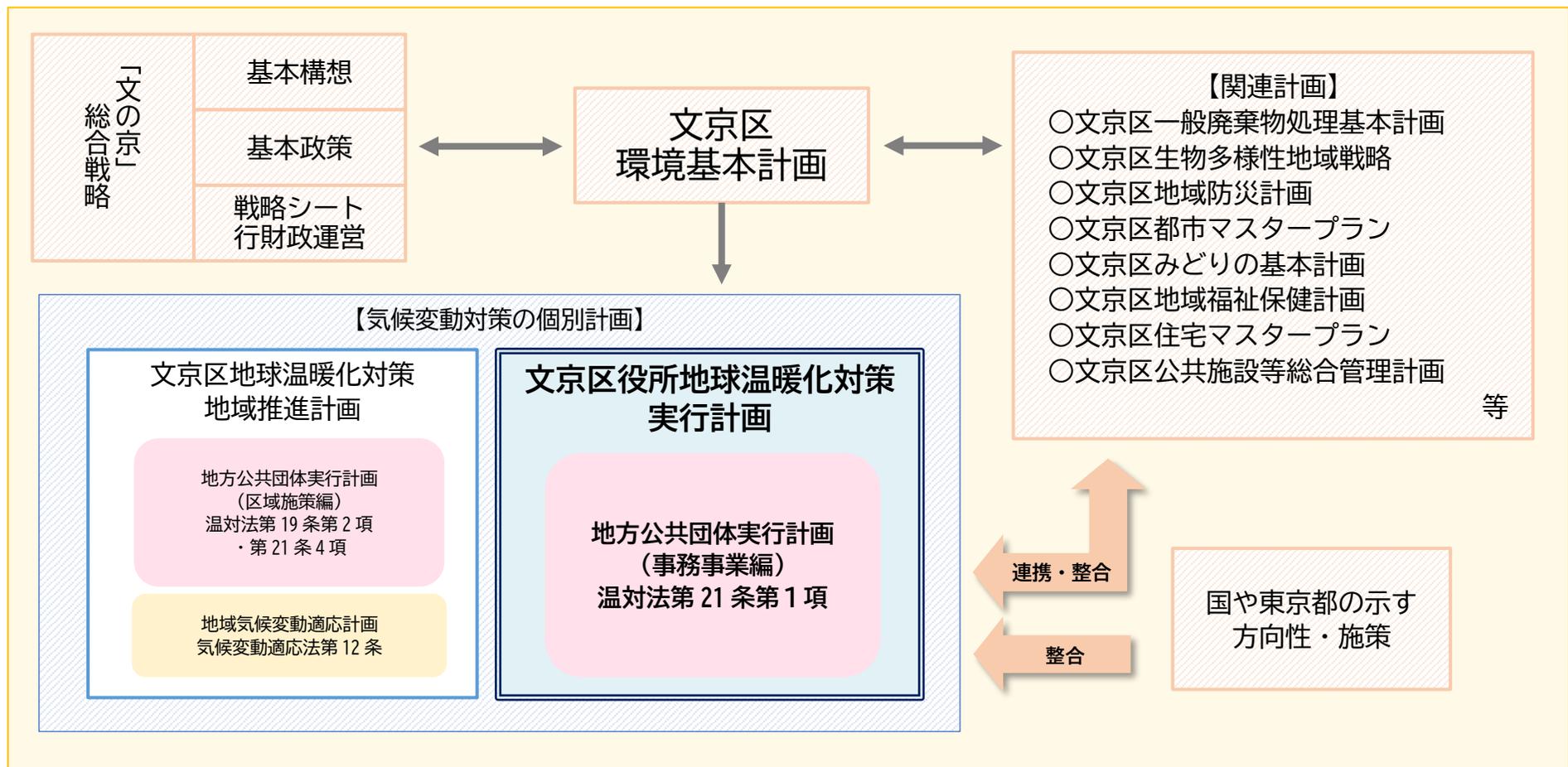
省エネルギー推進における
区のアクションプラン

- ・暮らしにおける環境配慮行動
- ・事業活動における環境配慮行動
- ・区の率先行動
- ・周知啓発

3 計画の位置づけ

実行計画は、「文京区環境基本計画 [2017(平成29)年3月改定]」の基本目標の1つである“未来へつなぐ脱炭素のまち～CO₂削減で地球温暖化防止～”を実現するための個別計画として位置づけます。

また、地域推進計画における区のアクションプランのうち、「区の率先行動」を具現化するものとします。



4 計画の期間

実行計画は、2024(令和6)年度の現状を踏まえた上で、2025(令和7)年度から2030(令和12)年度までの6か年計画とします。
なお、国や東京都の動向や社会情勢に応じて適宜見直しを図ります。

<参考>文京区地球温暖化対策実行計画

第1次計画：2001(平成13)年度から2005(平成17)年度まで

第2次計画：2006(平成18)年度から2010(平成22)年度まで

文京区役所地球温暖化対策実行計画

第1次計画：2010(平成22)年度から2014(平成26)年度まで

第2次計画：2015(平成27)年度から2019(平成31)年度まで

第3次計画：2020(令和2)年度から2024(令和6)年度まで

5 計画の対象範囲

実行計画の対象範囲は、区が実施する全ての事務事業とします。

委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組を講ずるよう要請していきます。

6 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地域推進計画と同様に、温対法第2条第3項に規定する7種類の温室効果ガスのうち、2021(令和3)年度時点で区の温室効果ガス排出量の約9割を占める二酸化炭素(CO₂)を対象とします。

温室効果ガスの種類(温対法第2条第3項)

温室効果ガス		主な排出源	実行計画
二酸化炭素(CO ₂)		石油や天然ガス等の化石燃料の燃焼など	対象
メタン(CH ₄)		自動車の走行など	対象外
一酸化二窒素(N ₂ O)		自動車の走行など	
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	カーエアコンの使用・廃棄など	
	パーフルオロカーボン類(PFCs)	半導体の製造過程など	
	六ふっ化硫黄(SF ₆)	受変電設備の使用・点検など	
	三ふっ化窒素(NF ₃)	半導体の製造過程など	

7 算定対象施設等

温室効果ガス（以下「CO₂」という。）の算定対象施設は、区が所有権又は賃借権を有する施設（指定管理者及び業務委託による管理運営を含む）とします。ただし、次の場合は算定対象外とすることができることとします。

- ①区有施設内の入居団体（国、東京都、民間等）事務所や飲食店などのテナント部分、区有施設を活用した民設民営の施設
- ②職員住宅、区営住宅、介護入所施設等の入居者・利用者が光熱水費を負担している施設
- ③事業休止中の施設

8 算定・公表・排出係数等

本計画におけるCO₂総排出量は、次の①及び②のとおり算定・公表します。なお、本実行計画の削減目標は、区の再生可能エネルギー電力導入等のCO₂総排出量削減に向けた取組みを正確に評価・可視化するため、①調整後排出係数を用いて算定したCO₂総排出量を用いて設定・評価します。

①調整後排出係数を用いて算定したCO₂総排出量（以下「CO₂総排出量(調整後)」という。）

- ・ 他人から供給された電気の使用 調整後排出係数
- ・ 都市ガスの使用 調整後排出係数
- ・ 燃料の使用 温対法施行令第3条で定める排出係数

②基礎排出係数を用いて算定したCO₂総排出量（以下「CO₂総排出量(基礎)」という。）

- ・ 他人から供給された電気の使用 基礎排出係数
- ・ 都市ガスの使用 基礎排出係数
- ・ 燃料の使用 温対法施行令第3条で定める排出係数

第1章

計画の基本的事項

【参考資料】

温対法施行令第3条で定める燃料の使用に伴う排出係数及び他人から供給された電気・都市ガスの使用に伴うCO₂基礎排出係数

		2013 (平成25)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	
電気 ^{※1} (kg-CO ₂ /kWh)		0.531	0.468	0.457	0.447	0.457	0.457	
燃料 ^{※2}	ガソリン (kg-CO ₂ /L)	0.0183kg-C/MJ × 34.6MJ/L × 44 ÷ 12 (2.32kg-CO ₂ /Lに相当)						
	灯油 (kg-CO ₂ /L)	0.0185kg-C/MJ × 36.7MJ/L × 44 ÷ 12 (2.49kg-CO ₂ /Lに相当)						
	軽油 (kg-CO ₂ /L)	0.0187kg-C/MJ × 37.7MJ/L × 44 ÷ 12 (2.58kg-CO ₂ /Lに相当)						
	A重油 (kg-CO ₂ /L)	0.0189kg-C/MJ × 39.1MJ/L × 44 ÷ 12 (2.71kg-CO ₂ /Lに相当)						
	液化石油ガス(LPG) (kg-CO ₂ /kg)	0.0161kg-C/MJ × 50.8MJ/L × 44 ÷ 12 (3.00kg-CO ₂ /kgに相当)						
	都市ガス (kg-CO ₂ /m ³)	0.0136kg-C/MJ × 44.8MJ/L × 44 ÷ 12 (2.23 kg-CO ₂ /m ³ に相当)						2.05 ^{※3}

※1：「環境省ホームページ『電気事業者別排出係数（地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）』及び『電気事業者別基礎排出係数データ_令和4年度実績（R6/12/17告示）』における東京電力エナジーパートナー(株)の数値

※2：温対法施行令第3条で定める排出係数

※3：「環境省ホームページ『ガス供給事業者別基礎排出係数データ_令和5年度実績（R6/12/17告示）』における代替値の数値

第2章

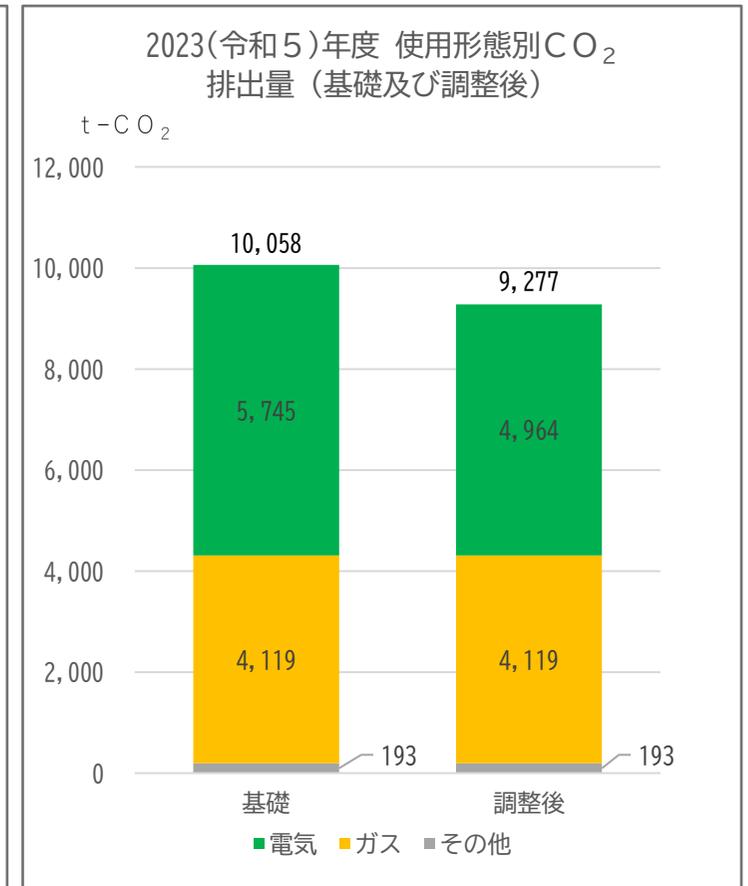
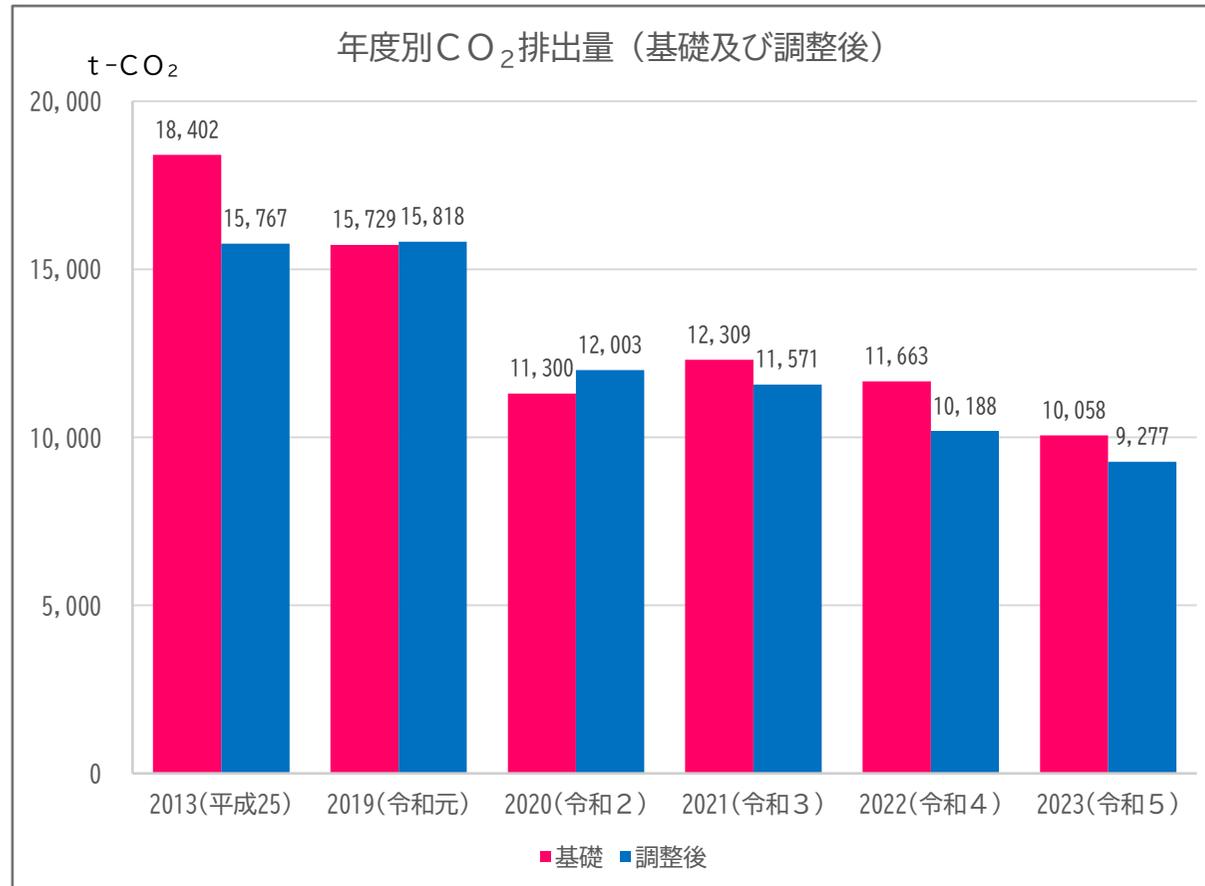
CO₂排出量等の状況

1 CO₂排出量の推移

第3次実行計画〔計画期間：2020（令和2）～2023（令和5）年度〕に基づき、CO₂総排出量削減の取組を進めてきました。

再生可能エネルギー電力の導入、エネルギー管理の徹底、効率的な設備運転管理の実施、設備改修等により、2023（令和5）年度における区の事務事業に係るCO₂排出量は、基準年度〔2013（平成25）年度〕に比べ、基礎・調整後ともに40%以上減少しました。

特に、電気の使用に伴う排出量は、再生可能エネルギー電力の導入により基準年度から大幅に減少しています。



第2章

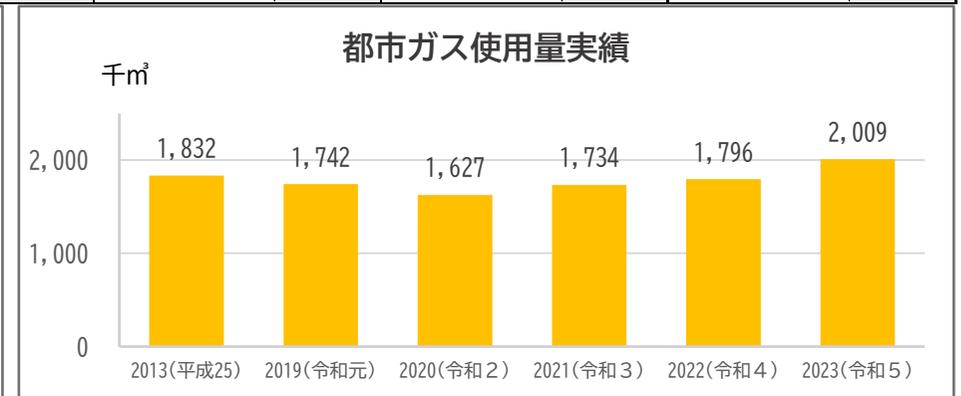
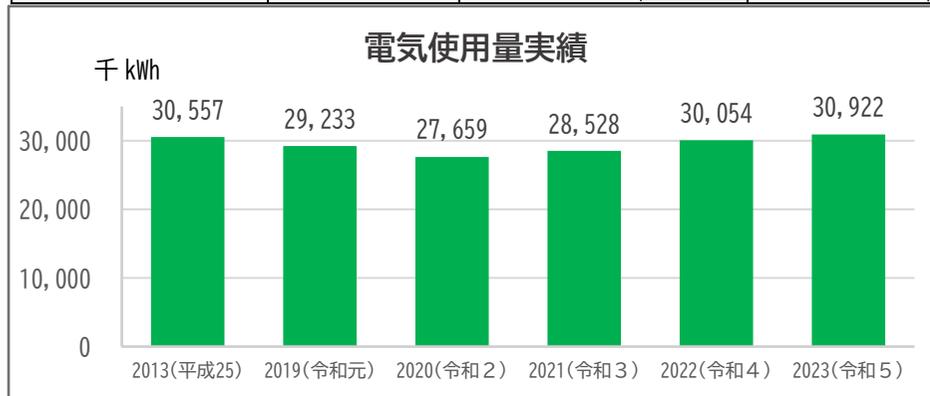
CO₂排出量等の状況

年度別使用形態別CO₂排出量の内訳（単位：t-CO₂）

	2013(平成25)		2019(令和元)		2020(令和2)		2021(令和3)		2022(令和4)		2023(令和5)	
	排出量	指数	排出量	指数	排出量	指数	排出量	指数	排出量	指数	排出量	指数
電気(基礎)	14,110	82	11,514	82	7,444	53	8,219	58	7,431	53	5,745	41
電気(調整後)	11,476	101	11,603	101	8,147	71	7,482	65	5,956	52	4,964	43
都市ガス	4,104	96	3,921	96	3,661	89	3,902	95	4,040	98	4,119	100
A重油	105	84	88	84	3	3	0	0	0	0	0	0
その他	83	248	206	248	192	231	188	226	192	231	193	133
合計(基礎)	18,402	85	15,729	85	11,300	61	12,309	67	11,663	63	10,058	55
合計(調整後)	1,5767	100	15,818	100	12,003	76	11,571	73	10,188	64	9,277	59

電気及び都市ガス使用量の推移

	2013(平成25)		2019(令和元)		2020(令和2)		2021(令和3)		2022(令和4)		2023(令和5)	
	使用量	指数										
電気(kWh)	30,557,219	96	29,232,850	96	27,658,992	91	28,527,533	93	30,054,233	98	30,922,085	101
都市ガス(m ³)	1,832,105	95	1,742,451	95	1,627,243	89	1,734,168	95	1,795,647	98	2,009,332	110



第2章

CO₂排出量等の状況

2 CO₂排出抑制に間接的に資する取組状況

(1) 水道使用量の推移（単位：m³）

2013(平成25) 使用量	2019(令和元)		2020(令和2)		2021(令和3)		2022(令和4)		2023(令和5)	
	使用量	指数								
505,953	460,709	91	350,559	69	406,082	80	437,964	87	484,332	96

(2) 一般廃棄物排出量の推移

		2019(令和元)	2020(令和2)		2021(令和3)		2022(令和4)		2023(令和5)	
シビックセンター	可燃物 (kg)	44,150	31,100	70	29,180	66	30,776	70	34,077	77
	不燃物 (kg)	36,630	31,700	87	26,550	72	25,790	70	28,540	78
シビックセンター以外の算定対象施設 (kl) ※事業系有料ごみ処理券		3,247	3,198	98	3,770	116	3,352	103	3,394	105

(3) 紙類使用量の推移（単位：千枚）

2013(平成25) 使用量	2019(令和元)		2020(令和2)		2021(令和3)		2022(令和4)		2023(令和5)	
	使用量	指数								
30,371	38,639	127	36,956	122	39,334	130	37,242	123	35,334	116

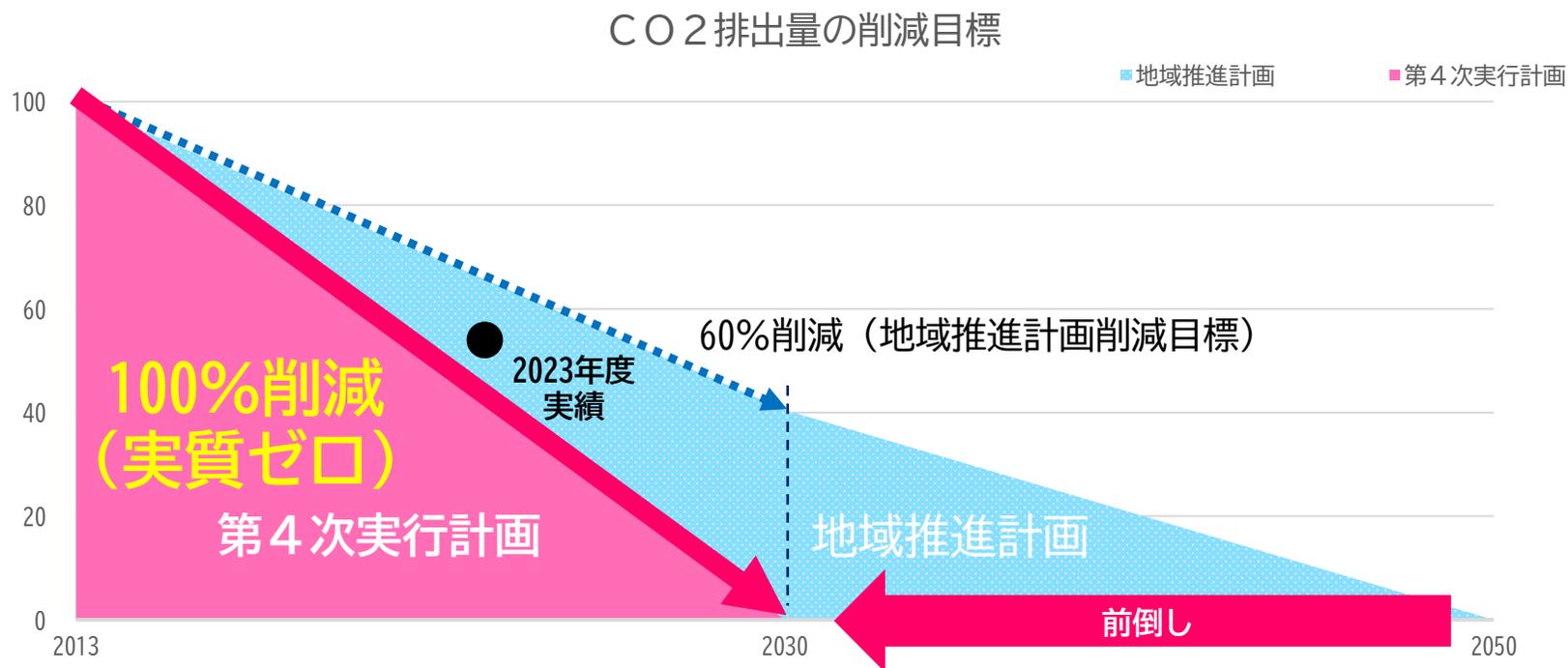
第3章 目標

1 CO₂排出量の削減目標

区は、令和4年2月文京区議会定例会区長施政方針で、「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。その後、いち早く文京シビックセンターに再生可能エネルギー100%の電力を導入するなど、これまでも積極的な施策により目標を上回る実績を達成してきました。2030年に向け見直した地域推進計画では、アグレッシブな目標値を設定したことから、区がCO₂排出量の削減について、区内企業や一般家庭に対し、イニシアティブを発揮することが求められています。

以上のことから、第4次計画では、「2030(令和12)年度までに区役所のCO₂排出量実質ゼロ(ゼロカーボンオフィス)を目指す」こととし、目標達成に向け、様々な取組を積極的に実施します。

なお、第3次計画までの「延床面積100㎡当たり(原単位)」によるCO₂排出量は、過去の実績との連続性を維持するため、CO₂総排出量(基礎)と同様、引き続き算定します。



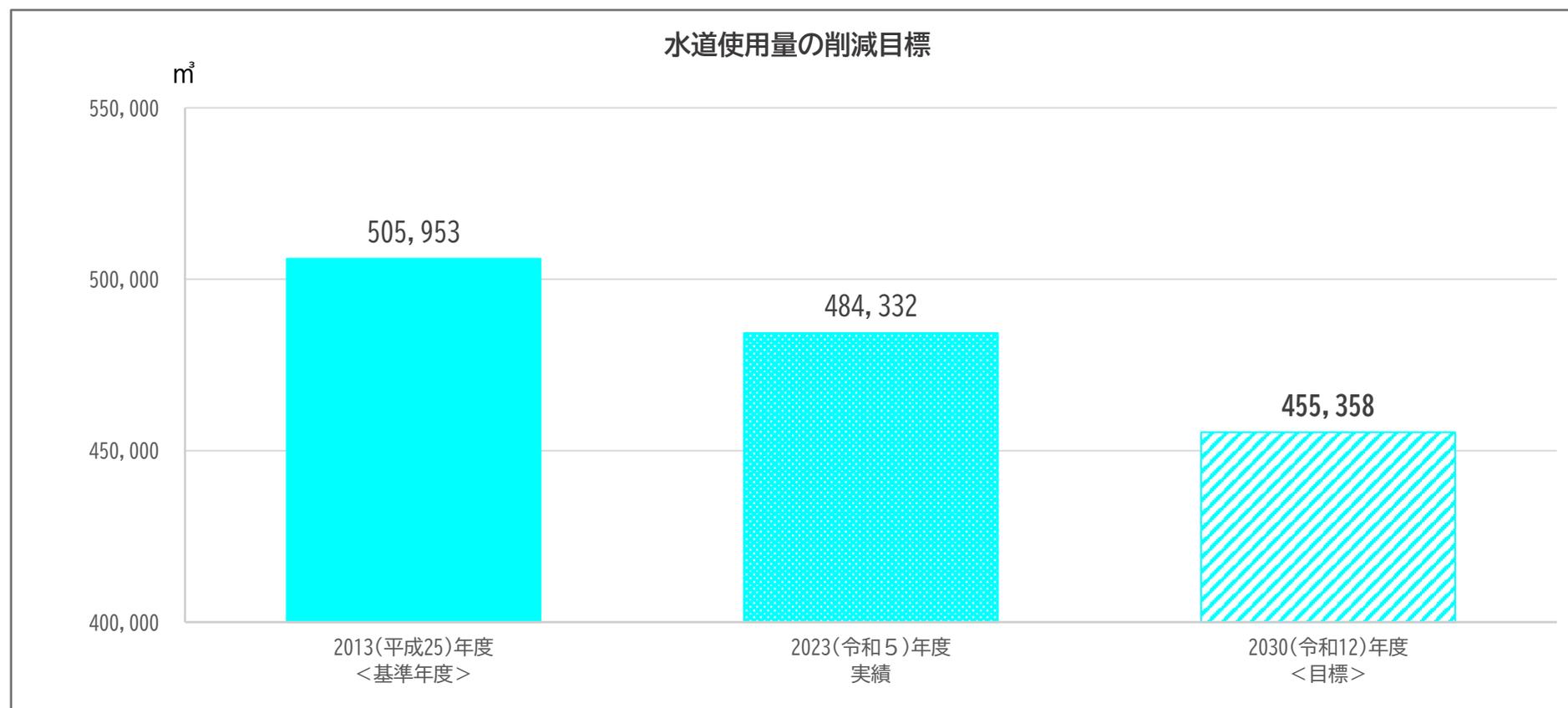
第3章 目標

2 CO₂排出抑制に間接的に資する取組

(1) 水道使用量の削減

第3次計画では、2024(令和6)年度における目標を2013(平成25)年度比で10%削減としていました。しかし、最新の2023(令和5)年度実績ではシビックセンターでの中水利用設備工事の影響等により4.3%削減に留まりました。また、この間、新型コロナウイルス感染症やシビックセンター大ホール・小ホールの改修工事などにより数値の評価が難しい状況です。

そのため、第4次計画の目標は、第3次計画に引き続き、2013(平成25)年度比で10%削減とします。

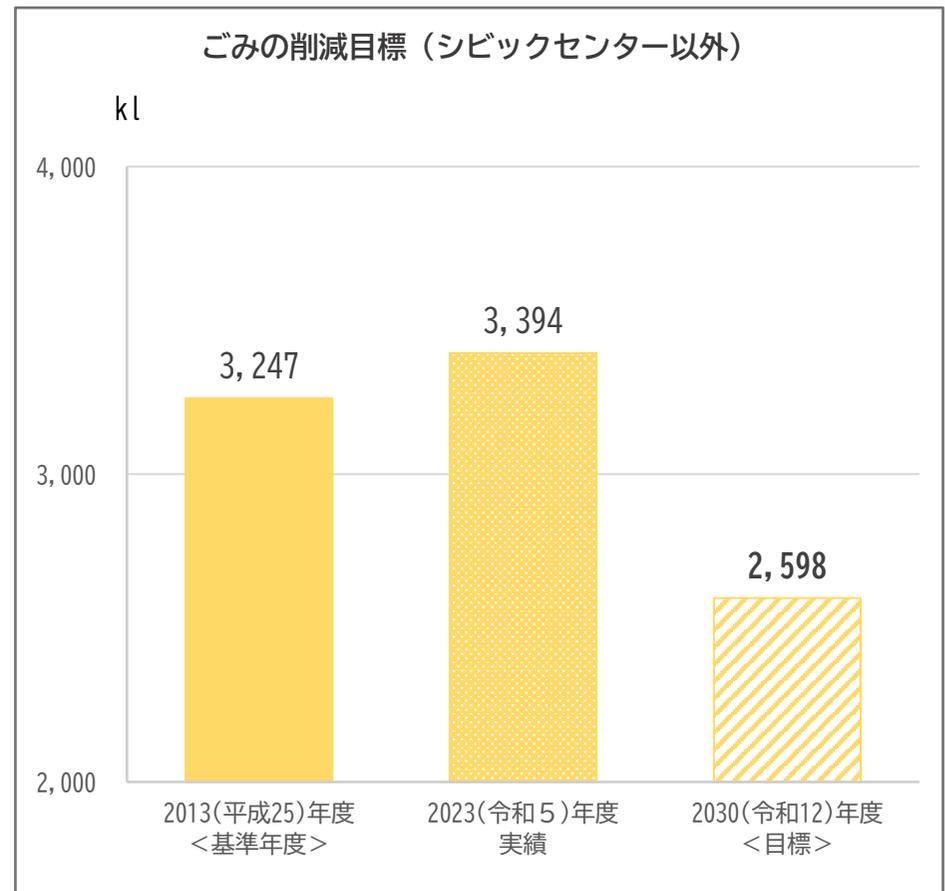
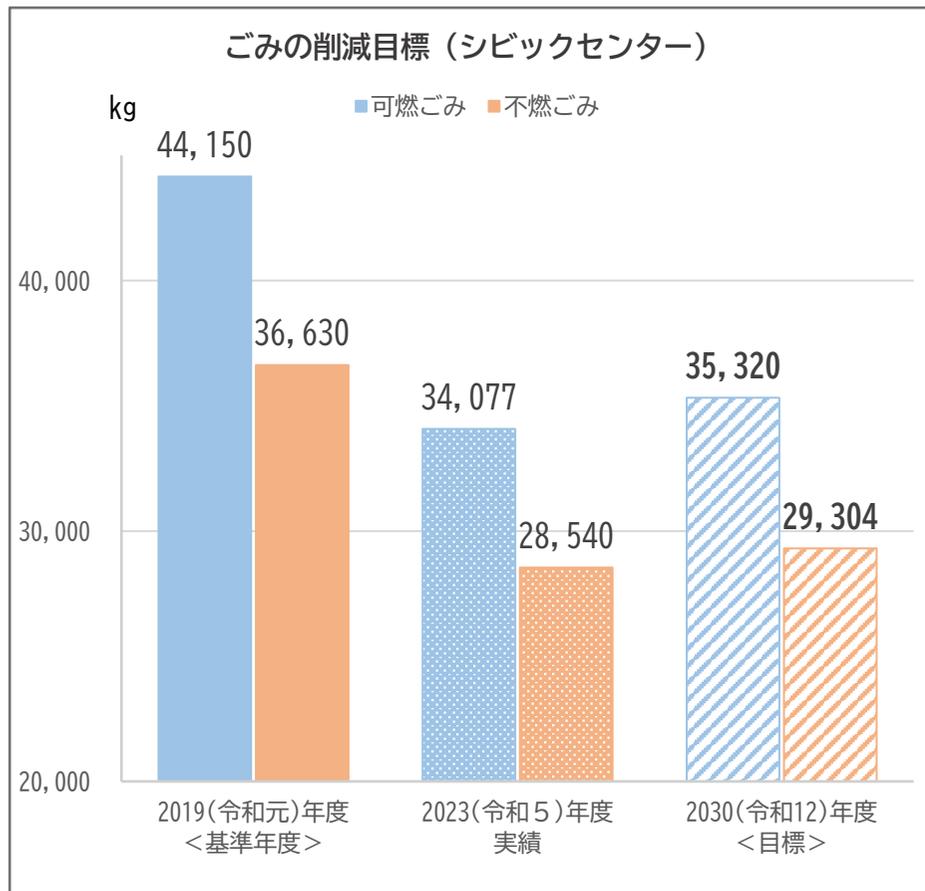


第3章 目標

(2) 一般廃棄物排出量の削減

算定対象施設から排出されるごみの削減目標は、「文京区一般廃棄物処理基本計画 [モノ・プラン文京]」と整合性を図り、2030(令和12)年度までに2019(令和元)年度比で20%以上削減とします。

なお、モノ・プラン文京の見直しに伴い、削減目標を変更する場合があります。

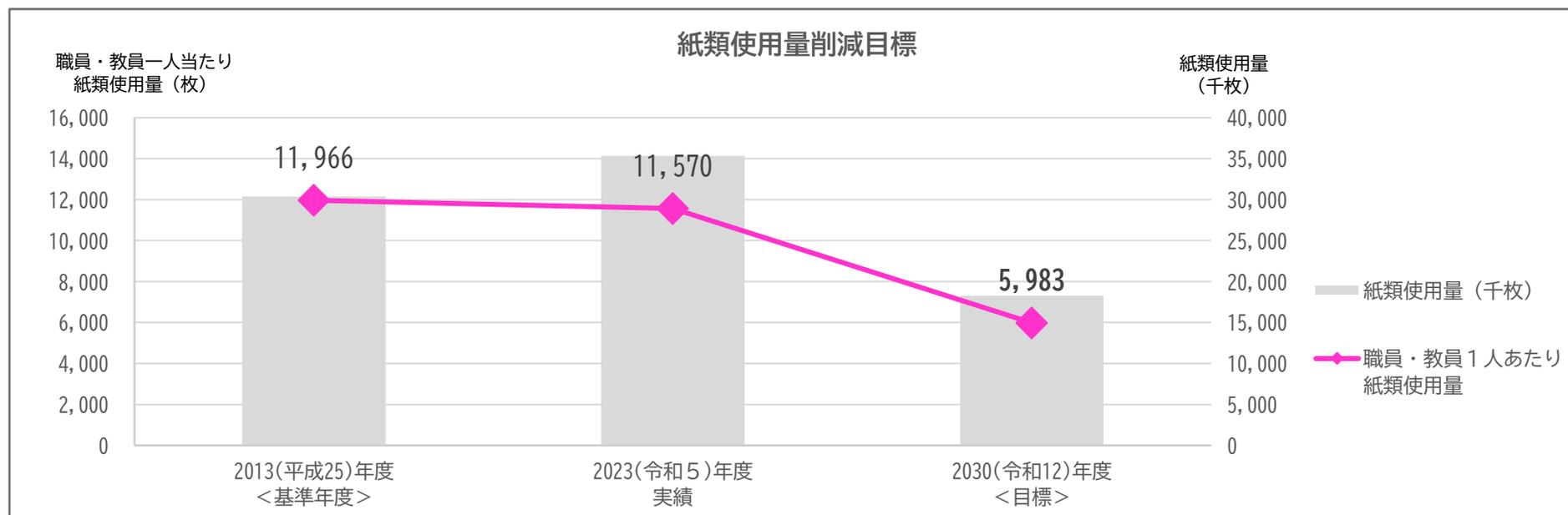


第3章 目標

(3) 紙類使用量の削減

第3次計画では、2024(令和6)年度の紙類使用量(印刷物、教材(画用紙、模造紙等)以外のコピー用紙等の購入量)の削減目標を文書管理システム導入年度の2013(平成25)年度比で20%削減(24,297千枚)としました。しかし、2013(平成25)年度と比べ、区職員^{※1}及び区立小中学校教員数^{※2}が約20%増加、区立小・中学校の児童・生徒数が約45%増加したこと等により、2023(令和5)年度実績は35,334千枚と、目標達成は難しい状況です。

この状況を踏まえ、第4次計画目標は、引き続き区全体の紙類使用量の削減を推進し、職員一人ひとりの取組の見える化を図るため、職員・教員数1人当たり紙類使用量により設定・評価します。その上で、DX化と連携し、さらなる削減の取組を強化することで、2030(令和12)年度の職員・教員数1人当たり紙類使用量を2013(平成25)年度比で50%削減します。



※¹ 職員数：文京区職員白書

※² 教員数：【文部科学省】学校基本統計(東京都の統計)の本務者及び兼務者

※³ 2030(令和12)年度における紙類使用量は、2023(令和5)年度の区職員及び区立小中学校教員数を用いて算出した参考値

第4章

環境負荷低減に向けた取組

1 職員の率先行動

区は、「ゼロカーボンシティ」や「文京区環境基本計画」の基本目標の1つである“未来へつなぐ脱炭素のまち～CO₂削減で地球温暖化防止～”を実現するため、地球温暖化防止の観点に立ち、自ら率先して地球温暖化対策の取組を行います。

取組の基本となるのが「職員の率先行動」です。職員は日頃より以下の内容に留意し、率先して地球温暖化対策を推進します。また、地球温暖化対策管理システム等で各施設のエネルギー使用状況等を把握・分析し、更なる省エネルギー化を推進します。

(1) 省エネルギー対策

ア 電気・都市ガス使用量の削減

具体的な取組

- | |
|---|
| ①冷暖房は、省エネルギー対策及び快適で安全な執務環境の確保のため、季節や外気温等に応じた適切な室温管理を行う。 |
| ②冷暖房使用時は、扇風機やサーキュレータなどを併用し、空気を循環させる。また、全熱交換器による換気を行う。 |
| ③朝の照明点灯は始業時からとし、時間前に照明点灯の必要がある場合はフロア全体ではなく必要最小限の範囲で点灯する。 |
| ④RPAやAIを活用するなど、事務事業の効率化やスクラップアンドビルド等による見直しを図り、ノー残業デー、ノー残業推進期間を徹底する。やむを得ない残業等による照明点灯及び空調運転の延長時は、必要最小限の範囲とする。 |
| ⑤会議室等の照明や空調は、使用時又は必要時のみ点灯・使用する。 |
| ⑥昼の休憩時間は、一部の窓口等を除き一斉消灯を行う。 |
| ⑦年間を通して室内温度に適した服装（ノーネクタイ等）での執務を推奨する。ただし、公務員としてふさわしいものであることとする。 |

イ 水道使用量削減（節水）

具体的な取組

- | |
|---------------------------------|
| ①使用後は、水道栓の閉め忘れがないか各自確認し、無駄をなくす。 |
| ②植物への散水は、積極的に雨水を利用する。 |

第4章

環境負荷低減に向けた取組

(2) 紙類使用量の削減（DXの推進）

「2030(令和12)年度の職員・教員数1人当たり紙類使用量を2013(平成25)年度比で50%削減」目標達成には、デジタル技術を活用した既存の事務事業やシステム・制度の変革（DX）と、職員一人ひとりの意識改革が必要不可欠です。紙類使用量の大幅な削減とDX推進によるペーパーレス化・ペーパーストックレス化を目指します。

具体的な取組

- | |
|--|
| ①コピー機やプリンタ使用時は、両面印刷や裏面活用を徹底する。 |
| ②刊行物の発行部数や回数を精査し、必要最小限に止める。 |
| ③区民向けのチラシ等について、他部局や区有施設等に配架を依頼する場合は、事前に必要部数を調査するなど、作成・廃棄数の削減に努める。 |
| ④ホームページで公開している（予定を含む）区の計画や調査結果等の冊子の印刷部数は十二分に精査し、共有フォルダ格納場所を活用する。また、国、東京都、他自治体の計画や統計冊子等について、インターネット上で公開されている場合は、原則、最新版を除き随時廃棄を徹底する。 |
| ⑤行政資料は、「行政資料の作成及び取扱い指針」に基づき、電子媒体による情報の提供を推進する。 |
| ⑥原則、会議や打合せ、上司等への説明はペーパーレスで行い、資料はノートパソコンやモニター、オンラインツール等で共有する。 |
| ⑦会議や打ち合わせ等の資料は、画面上での見やすさ・わかりやすさを重視した構成に変更するなど、デジタル化・ペーパーレス化を前提に作成する。やむを得ず印刷用資料を作成する場合は、資料の簡素化など工夫し、印刷部数も必要最小限とする。 |
| ⑧区内部間での依頼・通知における文書のやり取りは、電子メール等での送付を徹底し、交換便等による紙文書の送付は廃止する。 |
| ⑨電子資料・メールの回覧・供覧や職員へのお知らせ・情報提供は、文書管理システム、職員ポータル掲示板、電子メール、その他ビジネスチャット等の活用を徹底する。 |
| ⑩FAXの使用は、外部との連絡等でやむを得ない場合を除き廃止する。 |
| ⑪電子決裁を原則とし、簡易決裁は必要最小限に止め、電子決裁への移行に向け、課内等でルールを統一を図る。 |
| ⑫会議・打ち合わせ、その他業務資料は、電子データで保管する。紙媒体で保管する場合は、各課1部のみとし、不要な資料は随時廃棄を徹底する。 |
| ⑬電子データの保管に当たり、日ごろから保存先フォルダの名称統一や整理、不要なファイルの削除などを徹底する。 |

第4章

環境負荷低減に向けた取組

(3) ごみの削減・リサイクル

各職場において、ごみの分別を徹底するとともに、物品は修繕や部品交換により可能な限り長く使用します。
また、使用可能な未利用品がある場合は、全庁共有フォルダ内の未利用品台帳に掲載し、物品の転活用を図ります。
さらに、物品の廃棄等に当たっては、可能な限り再利用・再資源化や廃棄物の減量化を図り、資源の循環利用に努めます。

具体的な取組

- | |
|--|
| ①人や社会、環境に配慮したエシカル消費を心掛ける。 |
| ②シビックセンターにおけるごみは、18ページの図や「ごみ減量・リサイクルハンドブック」を参考に正しく分別する。
廃棄物管理責任者は、シビックセンターにおけるごみの分別について周知徹底を図り、ごみ箱の表記の方法の工夫に努める。 |
| ③事務用品を購入する際は、使い捨て商品の購入や使用を控え、詰め替えができるものなど、リユースできる製品を選択する。 |
| ④備品・事務用品等は、可能な限り課内や係内で共有し、購入数の削減を図る。また、用途や使用頻度に応じて適宜修理・補修を行い使用する。 |
| ⑤ファイリングボックスやファイル等は表題部を貼替える、使用済み封筒は文書交換袋として活用するなど、可能な限り再利用する。 |
| ⑥未利用備品・事務用品等は、全庁共有フォルダ内の未利用品台帳や全庁掲示板で情報提供し、転活用を図る。 |
| ⑦マイバッグ、マイカップ、マイボトル、マイ箸などを利用する。 |
| ⑧食べきれる量を注文する、食べ残しをしないなど、食品ロス削減に努める。 |
| ⑨会議等では、原則、ペットボトル飲料を使用しない。 |
| ⑩他の官公庁、団体等が作成したポスター、チラシ等の送付物は、所要量を超えた受入をしないよう努める。 |
| ⑪イベント等の配布物（ノベルティ）は、環境に配慮したものを選定・作製する。 |
| ⑫コピー用紙などの紙類は、古紙パルプ配合率の高い製品を最優先で調達し、バージンパルプ（紙の原材料となる木を細かく砕き、熱や薬品を使って植物の繊維を取り出したもの）が使用されている場合は、森林認証材パルプ利用割合や間伐材等パルプ利用割合が高い製品を調達する。 |
| ⑬消耗品・備品の購入に際しては、「文京区グリーン購入指針」に基づき選定する。 |

<<<シビックセンターにおける資源とごみの分別>>>

以下の表を参考に、資源とごみの分別を心掛けましょう。※文京区の家ごみとは分別方法が異なります。

資源

新聞 封筒 雑誌 段ボール OA用紙 紙袋 紙箱 ふせん 包装紙 メモ用紙 パンフレット ちぎった紙 アルミ缶 スチール缶 ペットボトル など

可燃ごみ

汚れた紙 写真 レシート ビニール コーティングされた紙・紙箱 和紙 感熱紙 トレーシングペーパー 茶殻 金・銀紙 古すぎる紙 加工してある紙 カーボン紙 全面シールの紙 残飯 など

不燃ごみ

プラスチック 皮革製品 ゴム製品 ビニール製品 金属類 アルミホイル お弁当プラ容器 ガラス製品 クリップ 可燃物混合品 など

4段リサイクルボックスの活用（基本的な利用方法）

1 段目：コピー用紙

普段使用しているOA用紙などで個人情報が含まれていないもの。基本的に定形の白い紙を入れ、破いた紙は2段目に入れましょう！また、付箋は剥がして入れましょう！

2 段目：雑誌・雑がみ

雑がみ、本、雑誌、色上質紙など。破いた紙やメモ用紙、ふせんなどは、本の間にはさむか、いろいろな封筒などにまとめてから入れましょう！

3 段目：新聞紙

新聞紙や折込チラシなどはこちら。

4 段目：シュレッダー

シュレッダーしなくても良いものは、上段に入れましょう。また、長い間入れっぱなしにせず、定期的にシュレッダーにかけましょう！



第4章

環境負荷低減に向けた取組

(4) 公用車の電動化・燃料使用量の削減

政府実行計画（2021(令和3)年10月閣議決定）では、「政府の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。」ことが盛り込まれました。

区では、公用車のリース期間満了や車両買替え時に、特定低公害・低燃費車（東京都指定）等への切替えを進めているところです。

2023(令和5)年度末時点で、電気自動車4台、ハイブリット車18台を導入・運用しています。

引き続き、公用車の電動化や必要台数の精査と燃料使用量の削減を推進していきます。

具体的な取組

- | |
|---|
| ①導入する公用車は、原則、電気自動車とし、公用車の用途、運用等により電気自動車の導入が難しい場合や代替可能な車両がない場合は、ハイブリッド車などの特定低公害・低燃費車とする。 |
| ②自転車や公共交通機関の利用を優先し、公用車の使用を極力控える。 |
| ③ゆっくり発進・停止、加速・減速の少ない運転、不要な荷物を降ろす、アイドリングストップなど、エコドライブを心掛ける。 |
| ④効率的な運行計画を立て、走行距離を少なくする。 |
| ⑤車両整備を適切に行う。 |

(5) その他実行計画推進に係る職員啓発等

その他、職員一人ひとりが目標達成に向け積極的に取組むため、意識啓発や説明会・研修を実施します。

具体的な取組

- | |
|--|
| ①地球温暖化などの環境問題について、明日通信（文京区地球温暖化対策ニュース）等による情報提供や説明会・職員研修を行う。 |
| ②取組実績や目標に対する区の現在地について、グラフ等により「見える化」し、環境対策推進本部等での報告や区ホームページでの公表だけでなく、明日通信等を通じて職員に周知を行い、意識啓発を図る。 |
| ③毎月7日の「文京版クールアース・デー」の呼びかけ、省エネ行動を実践する。 |
| ④専門家による区有施設における空調・照明等の運用に関する診断や省エネ化に向けた提案の実施を検討する。 |

第4章

環境負荷低減に向けた取組

2 再生可能エネルギー電力の導入・区有施設のZEB化等

(1) 再生可能エネルギー電力の導入

2030(令和12)年を目標に、全ての区有施設に再生可能エネルギー電力を導入します。なお、以下に該当する場合や、社会情勢等により再生可能エネルギー電力の調達が難しい場合等は対象外とします。

ア 区(委託事業者及び指定管理者含む)に電力契約権限がない場合

イ 区有施設に入居する民設民営施設

ウ 公衆街路灯等の定額電灯契約など、再生可能エネルギー電力を提供する小売電気事業者が存在しないなどの理由により、切替えが難しい場合

具体的な取組

①ロードマップを作成し、全ての区有施設への再生可能エネルギー電力の導入を計画的に進める

②再生可能エネルギーの導入に当たっては、他自治体等との連携による共同購入スキームを活用した切替え策の検討を進める。

③大学等との再生可能エネルギー対策に関する協議・情報共有を図る。

④再生可能エネルギー電力の導入状況等について、区ホームページなどで周知を図る。

(2) 太陽光発電等のインフラ整備や新技術導入

区有施設において太陽光発電等の再生可能エネルギー等設備の導入や利用を検討します。

具体的な取組

①区有施設の新築・改築時は、民間事業者等とのPPAの活用等、様々な手法を活用した太陽光発電設備の導入について、検討する。

②区有施設に太陽光発電設備を導入する際は、先進的な技術(ペロブスカイト等)の活用を検討する。

③区有施設の新築・改築時は、EV充電設備等のインフラ整備を検討する。

④大学等との先進的なエネルギー対策に関する協議・情報共有を図る。

⑤文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画を策定する。

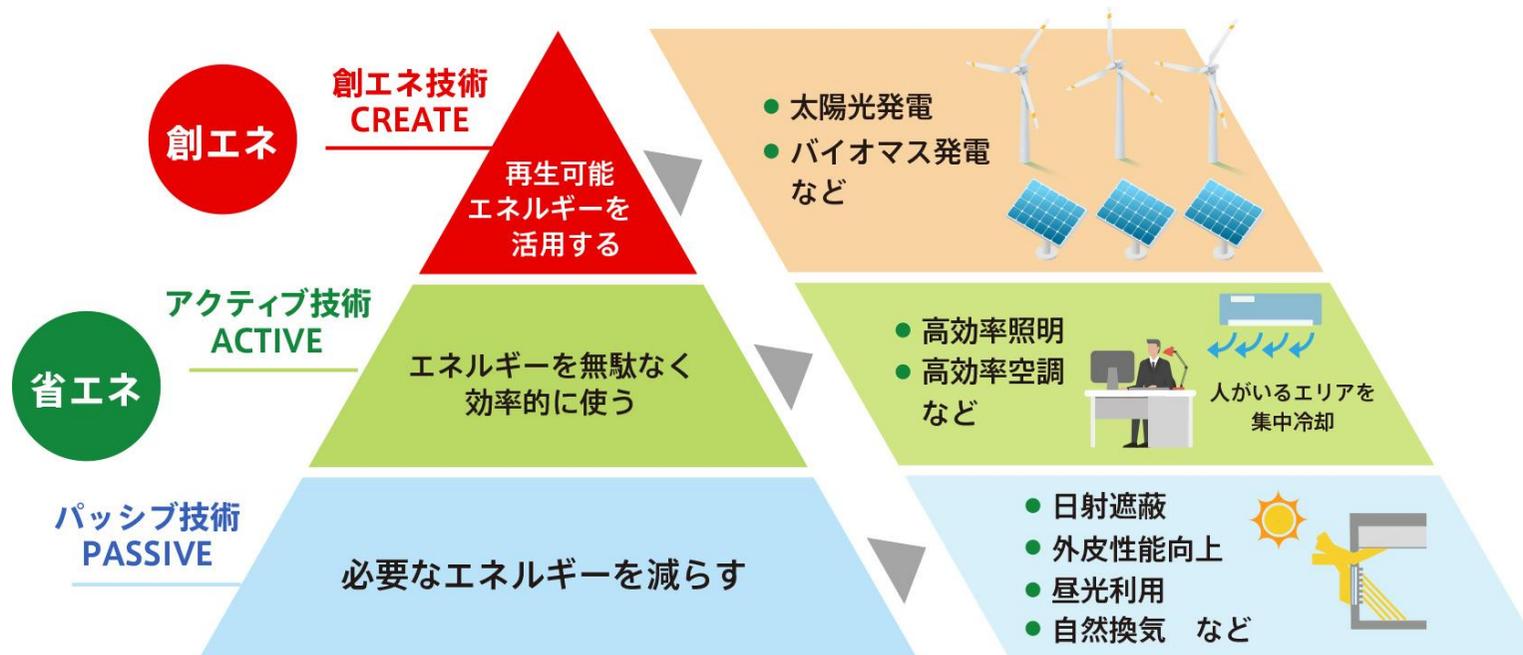
(3) 区有施設のZEB化等

「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、区有施設の新築・改築時には、原則、ZEB Ready (延床面積が10,000㎡以上の場合はZEB Oriented) 相当以上を目指します。また、区有施設の改修時は、省エネ・創エネ設備・技術の導入を検討します。

また、林野庁によると、木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、国内における木材の主な用途である建築物等において利用を進めることは、都市等における第2の森林づくり」として、2050年カーボンニュートラルの実現など地球温暖化防止への貢献が期待されていることから、内装等の木質化・木材製品の導入を検討します。その他、再生資源を使用した製品の採用を検討するなど、資源の節約・循環に努めます。

施設の維持管理及び運営に当たっては、「エネルギー管理標準」に基づき、省エネルギー対策に取り組めます。

ZEBを実現するための技術①

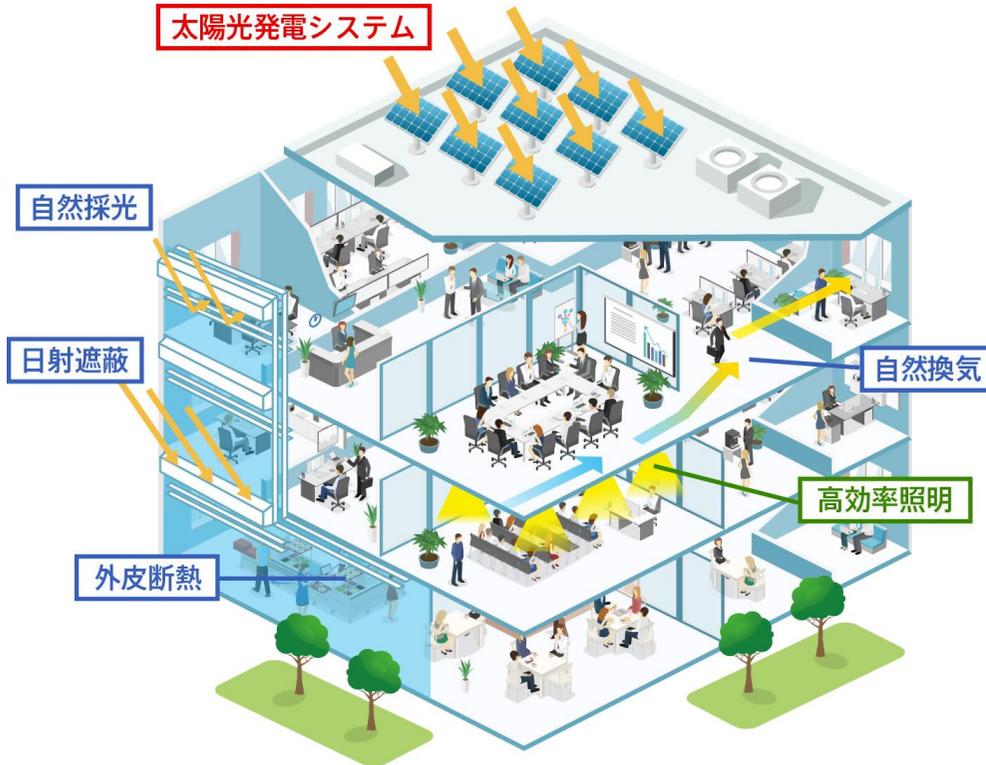


出典：環境省ホームページ ZEB POTAL (<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/06.html>)

第4章

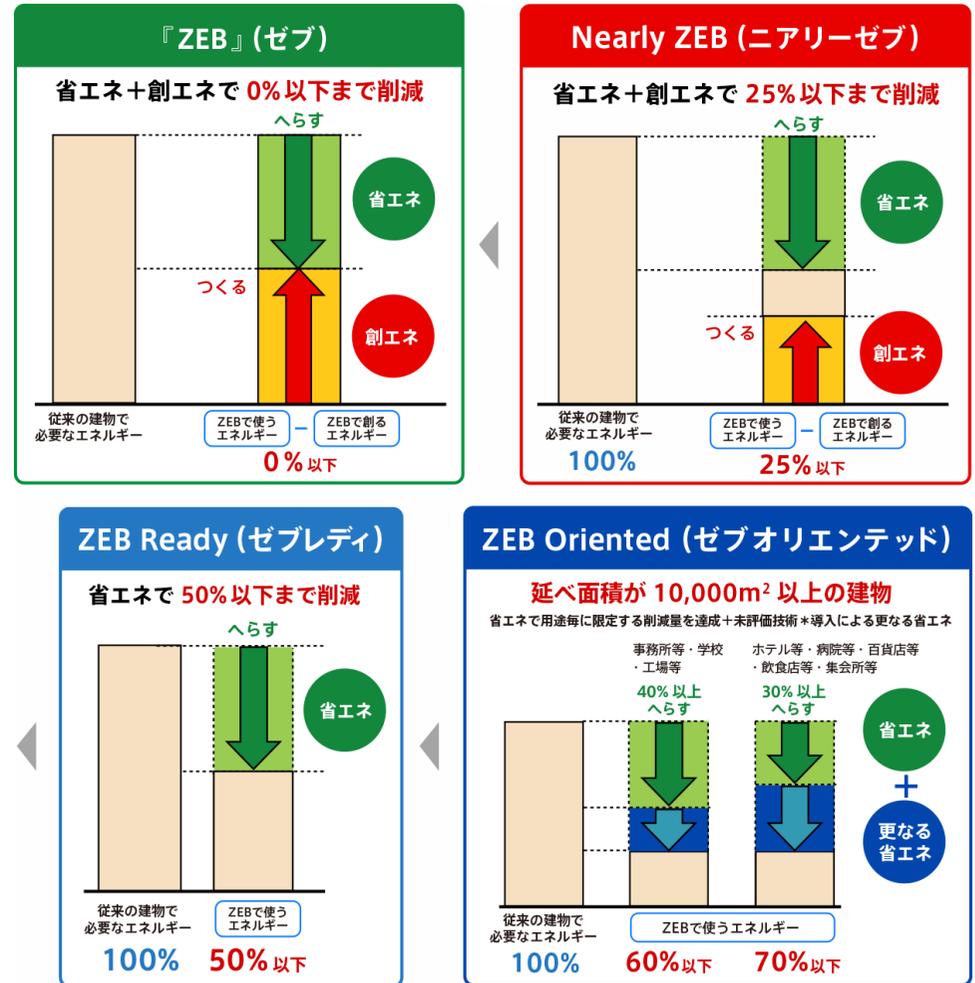
環境負荷低減に向けた取組

ZEBを実現するための技術②



出典：環境省ホームページ ZEB POTAL
 (https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/06.html)

ZEBの定義



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

出典：環境省ホームページ ZEB POTAL
 (https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html)

第4章

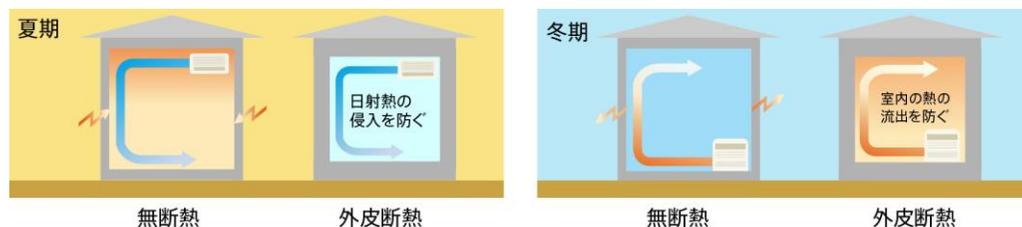
環境負荷低減に向けた取組

ア 省エネ・創エネ設備・技術の導入検討

具体的な取組

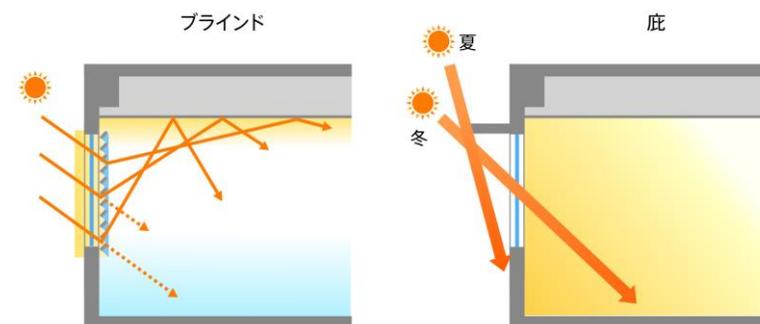
- ①屋根、壁、床等に高性能断熱材の導入を検討する。
- ②開口部に複層ガラス等の高性能断熱・遮熱窓の導入を検討する。
- ③ブラインドやルーバー、高性能ガラス等を組み合わせ、日射の遮蔽に努める。
- ④建築物の配置や形状を工夫し、自然通風や採光に努める。
- ⑤最新の空調システム（熱源設備、熱搬送設備、空調機設備）を導入し、高効率化を図る。
- ⑥LED等の高効率照明器具について、新築・改築・改修時は原則採用することとし、既存区有施設は切替えを進める。また、自動調光や人感センサーについては、設置場所、施設の利用形態等に応じて導入を検討する。
- ⑦新築・改築時には、可能な限り太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備導入について検討する。

断熱材による効果のイメージ



出典：環境省ホームページ ZEB POTAL (<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/06.html>)

日射遮蔽対策の例（ブラインド、庇）



出典：環境省ホームページ ZEB POTAL
(<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/06.html>)

第4章

環境負荷低減に向けた取組

イ その他環境に配慮した施設の設計・施工

具体的な取組

- ①建築に用いる資材等は、室内外環境汚染を発生させないように、できる限り有害化学物質等が含まれないものを採用する。
- ②リサイクル製品の骨材、アスファルト、プラスチック類、金属類、木材製品等をできる限り採用し、資源の節約に努める。
- ③建築物の敷地には、「東京における自然の保護と回復に関する条例」、「文京区みどりの保護条例」等に基づき樹木、草花などを配置する。樹種等の選定に当たっては、周辺の環境との調和を図るとともに生態系に配慮する。
- ④高耐久性構造・工法の採用や長期使用可能な資材を選択する。また、建築物の計画的な維持修繕等を行い、長期使用により資源の節約を推進する。
- ⑤節水型設備の導入を図るとともに、その規模に応じた雨水利用施設、廃水の簡易浄化施設を設置し、雨水及び雑用水利用を推進する。また、地下水を涵養(かんよう)するため、透水性舗装、透水ます、透水トレンチの採用を推進する。
- ⑥節水コマの取付けや止水栓の調節を行い、節水に努める。

ウ 建築工事資材リサイクル、省資源

具体的な取組

- ①建築物の解体及び廃棄に当たっては、コンクリート、ガラス、金属類、プラスチック類、木材等の分別を徹底し、建築資材を可能な限りリサイクルし、廃棄物の減量化に努める。
- ②道路工事における低炭素アスファルトの活用や普及啓発に努める。

エ 有害物質等の回収及び適正処理

具体的な取組

- ①空調等の冷媒用又は消火用に用いられているフロン及びハロンは、設備の改修、解体に際して回収し、適正に再利用または破壊処理をする。また、代替フロンであっても環境中に放出させることなく回収、破壊処理を行う。
- ②アスベスト含有建材等に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの法令等を遵守し、環境汚染を発生させずに廃棄する。

(4) シビックセンター及びその他の施設における地球温暖化対策

シビックセンターは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）の特定地球温暖化対策事業所（原油換算エネルギー使用量が年間1,500kℓ以上）に指定されているため、CO₂排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）の対象となっています。

同制度の第4計画期間（2025(令和7)年度～2029(令和11)年度）では、CO₂の排出量について、2002(平成14)～2004(平成16)年度平均に対し、50%の削減義務率が設定されることとなります。

シビックセンターでは、2022(令和4)年10月から再生可能エネルギー100%電力を導入し、電力の使用に伴うCO₂排出量の削減に取り組んできたところです。

削減義務達成と更なる省エネルギー化のため、エネルギー管理の徹底や効率的な設備運転管理の実施だけでなく、施設の改修や省エネルギー・高効率機器への更新など、より一層の環境負荷軽減が必要不可欠です。

引き続き、省エネルギー化とCO₂排出量の削減に向け、取組を加速させていきます。

また、シビックセンター以外の施設においても、それぞれの施設の利用形態や特性等を考慮し、省エネ化等によるCO₂の削減に取り組めます。

(5) カーボン・オフセット

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。出典：林野庁ホームページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyozei.html）

区では、2021(令和3)年度より、「文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書」を締結する熊本県の森林整備等の取組支援と自治体相互の連携強化のため「熊本県県有林J-VER（J-クレジット）」を購入し、CO₂排出量をオフセットしています。

都心に位置し森林を持たない文京区としては、区役所のCO₂実質ゼロの実現だけでなく、自治体相互連携の強化や適切な森林整備に寄与するため、今後もこの取組の推進と普及啓発に努めていきます。

第5章 計画の推進体制及び点検・評価

1 推進体制

地球温暖化対策を推進には、本計画に掲げる取組を全職員が自らの事務事業を遂行する中で実践していくとともに、区として総合的かつ計画的に事務事業に係るCO₂の更なる削減を目指し、組織的な取組を進める必要があります。

このため、2010(平成22)年4月に文京区地球温暖化対策推進本部(2016(平成28)年1月より「環境対策推進本部」に改組。以下「推進本部」という。)の決定に基づき、各職場において、文京区地球温暖化対策推進責任者及び推進員(以下「推進責任者」、「推進員」という。)を中心に、地球温暖化防止対策の意識の高揚と実践の徹底に取り組んでいるところです。

引き続き、より一層の推進体制強化を図っていきます。

(1) 推進本部

推進本部は、区長を本部長、副区長及び教育長を副本部長、各部長及び企画課長、財政課長、広報課長、総務課長、職員課長、環境政策課長、保全技術課長、教育総務課長を部員として構成します。実行計画に関する推進本部の主な役割は次のとおりです。

- ①地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施状況・公表〔温対法第21条15項〕に関すること。
- ②定期報告書及び中長期計画書〔エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)]に関すること。
- ③算定・報告・公表制度〔温対法第26条〕に関すること。
- ④地球温暖化対策報告書〔環境確保条例〕に関すること。
- ⑤職員への実行計画の推進に係る情報提供及び意識啓発に関すること。
- ⑥推進本部で必要があると認めた地球温暖化対策に関連する計画の変更に関すること。
- ⑦CO₂の排出量等の定期的な調査に関すること。

第5章 計画の推進体制及び点検・評価

(2) 部会

推進本部の下に環境対策部会（以下「部会」という。）を設置しています。

部会は、資源環境部長を部会長、環境政策課長を副部会長、関係課長を部会員として構成し、以下の役割を担うとともに、地域推進計画との連携を担います。部会の主な役割は以下のとおりです。

- ①地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施状況・公表〔温対法第21条15項〕に関すること。
- ②定期報告書及び中長期計画書〔省エネ法〕に関すること。
- ③算定・報告・公表制度〔温対法第26条〕に関すること。
- ④地球温暖化対策報告書〔環境確保条例〕に関すること。
- ⑤区有施設のエネルギー（電気、都市ガス、燃料等）の使用に関すること。
- ⑥水道、紙類等の使用量削減に関すること。
- ⑦廃棄物の排出抑制並びに可燃、不燃及び資源ごみの分別徹底、3R〔リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕の推進に関すること。
- ⑧区職員による省エネルギー行動の取組実践に関すること。

(3) 推進責任者及び推進員の選任

各課長等を推進責任者とし、推進責任者はその補助者として推進員を置くことができます。

推進責任者の主な役割は次のとおりです。

- ①実行計画の推進と所属の創意工夫を推進する。
- ②CO₂排出抑制のため、職場の統括を行う。

第5章 計画の推進体制及び点検・評価

(4) 地球温暖化対策管理システムの活用

環境政策課では、地球温暖化対策管理システム等で、各施設のエネルギー使用量、紙類購入量及び一般廃棄物の排出量等を管理しています。

引き続き、地球温暖化対策管理システム等の情報を基に、各施設のエネルギー使用状況等を把握し、省エネルギーの促進とCO₂の排出抑制を図っていきます。

(5) エネルギー管理標準の遵守

省エネ法により、すべての事業者は、使用エネルギーの削減を確実なものとするため、設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「エネルギー管理標準」の作成が求められています。

区では、平成22年度に環境政策課から「エネルギー管理標準」の作成を依頼し、各施設において策定したところですが。引き続き、施設の新設時は新たに作成し、改築・改修や設備更新、機器入替などで変更があった場合は適宜見直し・更新を図ります。

2 点検・評価

推進員及びシステム等の入力担当者は、毎月、エネルギー使用量の実績を基に、各施設の報告を点検し、推進責任者及び各部長へ報告します。

また、推進責任者及び各部長は、所管する施設等の状況について点検し、実行計画の目標を達成するために必要な措置を講ずるとともに、適宜、推進本部に報告することとします。

さらに、推進本部は、各部長からの報告に基づき、取組状況や目標の達成状況について総合的に点検・評価を行うとともに、その結果を職員に周知し、必要に応じて計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルに基づいて、より効果的な取組を図ります。

3 公表

温対法第21条15項に基づき、本計画の実施状況（CO₂排出量等）は、毎年度、区報・区ホームページ等で公表します。

<< 参 考 資 料 >>

- 1 エネルギー管理標準
- 2 文京区グリーン購入指針
- 3 行政資料の作成及び取扱い指針
- 4 文京区環境対策推進本部設置要綱
- 5 文京区地球温暖化対策推進責任者及び推進員設置要綱

用語解説

1 エネルギー管理標準

(単独施設)

エネルギー管理標準 基本規定

建物(施設)名:

エネルギー管理標準

1. 管理標準の目的、適用建物

(1) 制定の目的

本管理標準は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年6月22日法律第49号。以下「省エネ法」という。)第3条及び第4条の規定により定められた事業者の判断基準に基づき、区有施設におけるエネルギーの使用の合理化を、適正かつ有効に実施することを目的として文書化したものである。

(2) 適用範囲

本管理標準は以下の建物に対して適用する。

所在地: 千

文京区

建物名:

延べ床面積: 0㎡

(別紙 施設概要 参照)

① 建物内施設の構成

本建物は下記の施設により構成される。

本建物の電力を代表して契約している組織をエネルギー管理組織とする。

契約している施設を主たる施設、他の施設を併設施設とする。

主たる施設: ○○小学校

併設施設: △△幼稚園

2. 用語の定義

用語の定義は、省エネ法及び第3次文京区役所地球温暖化対策実行計画(令和2年3月6日区長決定。以下「実行計画」という。)に準拠する。

3. エネルギーの管理方針及び運用方法

(1) エネルギー管理方針

エネルギー管理組織は各施設におけるエネルギー使用機器の使用状況を把握し、これらに関するエネルギー浪費の未然防止を啓発するとともに、適切な執務環境の維持に努める。併設施設はそれに協力する。文京区地球温暖化対策推進責任者は施設内の業務並びに下記事項を考慮してエネルギー管理方針を定め、これを文書化する。

- ① 業務の性質および規模に対して適切であること。
- ② 継続的改善および職場環境の維持改善に関する配慮がなされていること。
- ③ 関連する法規制の方針に則していること。

(2) エネルギー管理組織

当施設のエネルギー管理体制及び担当者の役割を設定し、組織的に取組みを推進する。

(別図 管理組織図 参照)

(3) 管理標準の制定・改定

本管理標準の制定・改定および周知については、以下の通りとする。

- ① 本管理標準は、所属長の承認を受けて発効する。
- ② 本管理標準について改定の必要があるときは、環境政策課に報告する。
- ③ 制定及び改定された事項は記録に残す。
- ④ **本管理標準の内容は、所属の職員全員に周知する。**

制定 令和 年 月 日

改定 令和 年 月 日

4) 運営・役割

- ① ○○○○を文京区地球温暖化対策推進責任者(以下「推進責任者」という。)とし、その補助者として文京区地球温暖化対策推進員(以下「推進員」という。)、地球温暖化対策管理システムの入力担当者(以下「入力担当者」という)を選任する。
- ② 推進責任者は、以下の項目について責任及び権限を有する。
 - 省エネ法及び実行計画の推進
 - 所属の温暖化対策の創意工夫の推進
 - エネルギーの使用に関する温室効果ガス排出削減のための職場の統括
 - エネルギーの使用の合理化に関する施設の管理部署への意見等の申出
 - エネルギー管理標準の策定・改廃に関する立案
- ③ 推進員及び入力担当者は、次に掲げる事項を所掌する。
 - 電気及び燃料(ガソリン・重油・ガス等)の使用量・設備の維持に関する記録
 - 自動車走行距離、コピー用紙の購入量、外部委託印刷量、廃棄物排出量の把握
 - 文京区グリーン購入指針に基づく物品調達
 - 廃棄物の排出抑制並びに可燃、不燃及び資源ごみの分別徹底
 - 本管理標準の取組みの創意工夫の推進と取組み状況の把握及び見直し
- ④ 推進連絡会
 - 各施設の推進者で構成し、省エネ推進及びエネルギー管理を協議する。
 - 省エネの情報を交換する。

5) 省エネルギー目標の設定(計画)

- ① 中期目標
当施設においては、「第3次文京区役所地球温暖化対策実行計画に定める二酸化炭素排出量の原単位あたりの削減目標率」を、「エネルギー消費量の削減目標率」に置き換えて目標とする。
- ② 年度目標
中期目標を年度目標に区分し、年度ごとのエネルギー消費量削減の目標を定める。

4. 省エネルギー対策の推進

地球温暖化対策管理システムを活用し、時系列的なエネルギー使用状況の把握、問題点の抽出及び改善策の検討を通じて省エネに関する取組を行う。

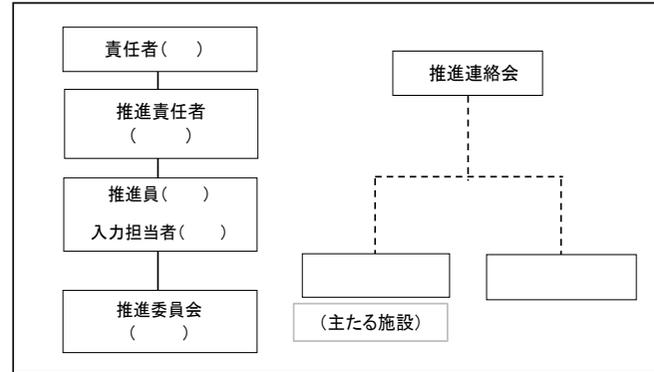
5. 職員の教育、啓発

地球温暖化対策・環境保全についての関心と理解を深めるため、区の実施する職員に対する研修や講習に参加する。研修や講習で得た情報や知識については、職場内で共有する。

6. エネルギー管理標準の見直し

- ① 本管理標準が、実情に則して適切かつ妥当であるように毎年年度末に見直しを行って、必要であれば改定し、継続的に維持改善を図る。
- ② 改定の手順は、前出の「3-(3)管理標準の制定・改定」に定める通りとする。

当施設のエネルギー管理組織図



施設の概要

1-1 建物(施設)概要

用途：
 規模 地下____階 地上____階
 延床面積 _____㎡
 用途および用途別面積
 主たる施設
 併設施設
 竣工年月 西暦 年 月
 改修年月 西暦 年 月

1-2 設備概要(主要)

- ・受変電設備
 - 契約先
 - 契約の種類
 - 契約電力
- ・空調設備
 - 機種
 - メーカー
 - 冷房能力
- ・照明設備
 - 照明器具の種類
 - 個数・容量
- ・給湯設備
 - 機種
 - メーカー
 - 給湯能力
- ・その他設備;
 - プール設備

設備区分管理標準

エアコン・暖冷房設備

項目	内容	管理基準	備考
エアコン 室内機の運転	1. 冷暖房の室内温度		
	夏の冷房温度 (政府推奨温度 28℃)		
	・事務室・教職員室		
	・教室		
	・熱中症のおそれがある場合		
	冬の暖房温度 (政府推奨温度 20℃)		
	・事務室・教職員室		
	・教室		
	春・秋の温度(原則としてエアコンを停止する)		
	2. 不要時の停止・窓開けによる空調		
3. 空調の切り忘れをなくす。(運転の責任者を決める)			
4. 始業前の空調運転時間をできるだけ短くする。(季節毎)			
5. 春、秋の残業中はできるだけ外気を取り入れて空調を停止する。			
ブラインドの活用	1. 冷房時に日射がある時ブラインドやカーテンを閉める。		
	2. 夏季、退出時に東側のブラインドを閉める。		
扇風機(サーキュレータ・空気清浄機)の活用	1. 夏の温度ムラを防ぐため運転する。		
	2. 冬の温度ムラを防ぐため運転する。(風向き・風量に注意)		
計測・記録	1. 主な部屋の室内に温度計・湿度計を設置し、記録する。		
	2. 室内機の設定値を記録する		
保守・点検	1. 室内機のフィルターを清掃する。		
	2. 室外機の破損、泥はね、枯葉、葉っぱの付着を点検する。		
	3. エアコンのメンテナンス結果を確認する。		

集中空調方式

項目	内容	管理基準	備考
電動ターボ冷凍機 ・チラー	1. 総合効率の向上管理		
	① 冷水出口温度(設定値)		
	夏季 (7月～9月の真夏日)		
	夏季 (7月～9月)		
	中間期 (6月、10月)		
	② 冷却水入口温度(設定値)		
	夏季 (7月～9月の真夏日)		
	夏季 (7月～9月)		
	中間期 (6月、10月)		
	③ COP(成績係数)		
	COPの計算:1回/月		
	2. 効率の監視、改善に必要なデータの把握		
	冷媒の蒸発圧力、凝縮圧力、冷水温度、流量、冷却水温度、流量等		
	3. 効率の維持向上対応		
	日常点検:1)回/日		
定期点検:1回/6ヶ月			
点検結果は記録を保管する。			

2 文京区グリーン購入指針

文京区グリーン購入指針

1 目的

この方針は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境に配慮した物品の調達の推進を図るとともに、調達総量の抑制や省エネルギーなどを実践し、行政コストを削減することを目的とする。

2 対象組織及び適用範囲

(1) 対象組織

区長部局、各行政委員会

(2) 対象範囲

対象組織が行う全ての事務事業を対象とし、委託、発注の内容も含むものとする。

3 対象物品

グリーン購入の対象物品は、区の事務事業における消耗品及び備品の購入またはリース、印刷物等の作成等を対象とする。

また、対象物品以外についても、「4 調達の基本原則」に準じて物品を選定するよう努めるものとする。

4 調達の基本原則

物品の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、グリーン購入に協力的な納入業者を選定に努めるほか、物品のライフサイクル（製造・流通・使用・廃棄・リサイクル等）の全てにおける多様な環境負荷を考慮し、次の事項に配慮して購入する。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されている。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ない。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用されている。
- (4) 長時間の使用ができる。

- (5) 再使用が可能である。
- (6) リサイクルが可能である。
- (7) 再生された素材や再使用された部品を多く利用している。
- (8) 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- (9) 調達数量は、必要最小限とする。

5 その他

- (1) 環境に配慮した物品調達の推進に必要な情報について、環境政策課及び物品調達実務に当たる部署は積極的に情報提供を行うとともに、各部課への情報提供に努める。
- (2) 必要に応じて、物品調達担当者に対する説明会、研修等を実施する。

3 行政資料の作成及び取扱い指針

行政資料の作成及び取扱い指針

17 文企広第 621 号平成 18 年 3 月 1 日部長決定
27 文企広第 306 号平成 27 年 7 月 22 日一部改正

1 目的

行政資料（事務用）の作成及び取扱いについて定め、印刷物の作成経費を削減するとともに紙使用量を抑制することにより、省資源による環境保全への取組みを推進する。

2 行政資料の電子媒体による提供の推進

(1) 組織内等における行政資料の電子媒体による提供の推進

- ① 行政資料を、組織内又は他自治体等に事務用として提供する場合は、電子媒体（庁内共用ホルダー・HP への掲載、DVD、CD-ROM による提供等）により提供することを原則とし、紙媒体による提供は必要最小限とする。
- ② 行政資料を共用ホルダーやホームページに掲載した場合は、グループウェア等を利用して速やかに周知するものとする。

(2) 区民利用の利便性の確保

- ① 図書館、行政情報センター等において貸出や閲覧の方法により区民等への提供を行うものその他電子媒体による提供が適当でない場合は、必要部数を精査したうえで、紙媒体により提供する。
- ② 情報公開等により行政資料を区民等へ提供する場合は、本人の希望を考慮し、電子媒体又は紙媒体による提供を行うものとする。

3 内部作成（内部印刷及び製本）の推進

- (1) 小規模の印刷物については、経費削減及び在庫管理の徹底による省資源を図るため、内部作成する。
- (2) 作成する印刷物の頁数に作成部数を乗じて得られた値を内部作成指数として、内部作成する場合の基準とする。

- (3) 内部作製指数が 10,000 に満たない場合は原則として内部印刷及び製本とする（**内部作製基準 = 頁数×作成部数 < 10,000**）。ただし、多色刷りや、主として販売を目的として作成する印刷物等で内部作成に馴染まない印刷物についてはこの基準を適用しない。
- (4) 内部作成する場合は、必要に応じて適正部数を作成することとし、過剰な在庫が生じないように留意すること。
- (5) 指数が内部作成基準を超える場合であっても、内部作成することが可能な印刷物については内部作成に努めるものとする。

4 実施状況の検証

印刷物作成協議書及びチェックシートにより、用途、作成部数、残部数、代替手段の有無等について精査を促し、印刷物の適正な作成を推進するとともに、適宜印刷物の作成状況の調査を行い、この指針の実施状況を検証する。

4 文京区環境対策推進本部設置要綱

文京区環境対策推進本部設置要綱

27 文資環第1308号平成28年1月19日区長決定
28 文資環第18号平成28年4月1日部長決定
28 文資環第2102号平成29年3月31日部長決定
29 文資環第414号平成29年7月14日区長決定
2019 文資環第355号令和2年3月5日区長決定

(設置)

第1条 文京区における環境の保全に貢献し、区の環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、文京区環境対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 文京区環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 文京区地球温暖化対策地域推進計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 文京区役所地球温暖化対策実行計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 文京区生物多様性地域戦略の策定及び推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事項

(構成)

第3条 本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は、区長とし、本部を総括する。
- 4 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 本部は、本部長が招集する。

(部会)

第5条 本部の下に環境対策部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 部会に部会長及び副本部会長を置く。
- 4 部会長は、資源環境部長の職にある者とし、部会を総括する。

5 副本部会長は、資源環境部環境政策課長の職にある者とし、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会は、部会長が招集する。

(意見聴取)

第6条 本部長及び部会長は、必要があると認めたときは、本部員又は部会員以外の者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 本部及び部会の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定め、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

5 文京区地球温暖化対策推進責任者及び推進員設置要綱

文京区地球温暖化対策推進責任者及び推進員設置要綱

12文資環第10548号平成13年2月16日区長決定
21文資環第59号平成21年4月16日部長決定
22文資環第1029号平成22年11月11日区長決定
27文資環第1617号平成28年1月20日部長決定

(設置)

第1条 文京区役所地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を各職場において率先して実行し、地球温暖化防止に寄与するため、文京区地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）及び文京区地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(対象)

第2条 文京区役所組織条例（昭和47年3月文京区条例第3号）第1条に規定する部、文京区議会事務局、文京区選挙管理委員会事務局、文京区監査事務局及び文京区教育局庶務規則（平成4年3月文教委規則第3号）第2条に規定する部を対象とする。

(指定)

- 第3条 職場における地球温暖化防止対策の意識の高揚及び実践の徹底を図るため、推進責任者を置く。
- 1 推進責任者は、課長、会計管理者、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長及び区議会事務局長の職にあるものとする。
 - 2 推進責任者は、補助者として、推進員を置くことができる。

(職務)

- 第4条 推進責任者は、推進員を統括し、推進員は、職場において実行計画に基づき、職員の意識の高揚を図るとともに、取り組みの具体的な行動をとる。
- 1 推進責任者は、職場の統括と創意工夫による取組みを推進する。
 - 2 推進員は、職場において次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 電気及び燃料（ガソリン・重油・ガス等）の使用量の把握に関すること。
 - (2) 自動車走行距離、コピー用紙の購入量、外部委託印刷量、廃棄物排出量の把握に関すること。
 - (3) 文京区グリーン購入指針に基づく物品調達の推進に関すること。
 - (4) 廃棄物の排出抑制並びに可燃、不燃及び資源ごみの分別徹底に関すること。
 - (5) 実行計画に掲げる取組み及び創意工夫の推進と取り組み状況の評価に関すること。

(庶務)

第5条 この制度の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この制度の運営に関し必要な事項は、文京区環境対策推進本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

用語解説

ア行

■ エコドライブ

エコドライブとは、燃料消費量や CO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につながる”運転技術”や”心がけ”のこと。

出典：国土交通省ホームページ (https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000013.html)

■ エシカル消費

地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

出典：消費者庁ホームページ (<https://www.ethical.caa.go.jp/ethical-consumption.html>)

■ エネルギー供給構造高度化法（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律）

電気やガス、石油事業者といったエネルギー供給事業者に対して、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源、原子力等の非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講じる法律

出典：資源エネルギー庁ホームページ (https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/koudokahou/index.html)

■ 温室効果ガス（Greenhouse Gas）

熱（赤外線）を吸収する性質を持つガスのこと。

出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/overview.html>)

■ 温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）

我が国の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律

出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keii.html>)

カ行

■ カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。



出典：環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html)

出典：環境省ホームページ「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）第4版」（https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html）

■ グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/index.html>)

■ 環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）

環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的としている。

出典：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第1条

用語解説

サ行

■ 再生可能エネルギー

エネルギー供給構造高度化法においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

出典：資源エネルギー庁ホームページ (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/outline/index.html)

■ 省エネ法（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律）

一定規模（原油換算1,500kl／年以上のエネルギーを使用）以上の事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告し、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を求める法律

出典：資源エネルギー庁ホームページ (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/index.html)

■ 3R（スリーアール）

用語	説明
・ Reduce リデュース :	ごみの発生、資源の消費をもとから減らすこと
・ Reuse リユース :	くりかえし使うこと
・ Recycle リサイクル :	資源として再び利用すること

出典：環境省ホームページ「Re-Style」 (<https://www.re-style.env.go.jp/>)

■ ZEB（Net Zero Energy Building）

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」（平成27年12月）では、ZEBを「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」と定義しています。

	定性的な定義
ZEB	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物
Nearly ZEB	ZEBに限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物
ZEB Ready	ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物
ZEB Oriented	ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/>)

出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html>)

■ ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体

出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>)

※文京区は、令和4年2月文京区議会定例議会区長施政方針においてゼロカーボンシティを目指すことを表明

用語解説

夕行

■ 電動車

分類	概要
電気自動車 (EV)	外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モータを動力源として走行する自動車。ガソリンを使用しないため、走行時のCO ₂ 排出量はゼロ
燃料電池自動車 (FCV)	水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、そこで作られた電気を動力源としてモータで走行する自動車。水素を燃料としているため走行中に排出されるのは水のみでCO ₂ の排出はゼロ。
プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)	電気自動車とハイブリッド自動車の長所を合わせた自動車。充電することもでき、その電気を使い切っても、そのままハイブリッド自動車として走行することが可能。
ハイブリッド自動車 (HV)※	ガソリンエンジンに加えてモータ・バッテリーを搭載し、走行状況に応じてエンジン・モータの2つの動力源を最適にコントロールすることで、燃費を向上させた自動車。

出典：環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/h_manual/j4_4_5-7.html)

※政府実行計画ではハイブリッド車の中でもモーターの出力が低く温室効果ガス削減効果の小さいマイルドハイブリッド車は対象外になります。

■ 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されている。

出典：経済産業省ホームページ (https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ontaikeikaku/ontaikeikaku.html)

- 地方公共団体実行計画（事務事業編）※文京区役所地球温暖化対策実行計画
地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定めるもの。

出典：環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/overview.html)

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）※文京区地球温暖化対策地域推進計画
地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるもの。

出典：環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/overview2.html)

八行

- 排出係数（内容は「他人から供給された電気の使用に伴う排出係数」の例）

分類	概要
基礎排出係数	電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出されたCO ₂ の量を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除して算出した係数。
調整後排出係数	電気事業者の実CO ₂ 排出量に、固定価格買取制度による買取費用の負担に応じた調整分や、非化石証書の取引、小売電気事業者が係数調整のために使用したクレジット等の環境価値を反映し、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除して算出した係数。

出典：環境省ホームページ (https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/h_manual/j4_2.html)

※策定時点の分類による。



文京区
BUNKYO CITY



文京区役所ゼロカーボンオフィス実行計画

第4次文京区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発行日 2025（令和7）年3月

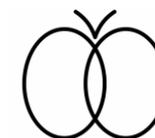
編集・発行 文京区環境対策推進本部

（事務局）文京区資源環境部環境政策課

〒112-8555 文京区春日1-16-21

電話：（5803）1259（直通）

内線：3102～3



デコ活